

## 平成27年度 労働者派遣事業報告書の集計結果（岡山労働局管内）

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣法※に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書により報告されているところであり、平成27年度中に事業年度が終了した事業報告に基づく事業運営状況は以下のとおりとなっています。

なお、平成27年度の集計結果については、平成27年9月30日に施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）による法改正前の労働者派遣法※に基づく集計結果（平成27年4月1日～平成27年9月29日）と、法改正後の集計結果（平成27年9月30日～平成28年3月31日）を掲載しています。

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

### 【概要】

#### I 派遣労働者数

##### 1 改正前の労働者派遣法に基づく集計結果（平成27年4月1日～平成27年9月29日）

###### （1）常用換算派遣労働者数（ア+イ+ウ）（注1）・・・ 3,458人

###### ① 一般労働者派遣事業

ア 常用雇用労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,991人

イ 常用雇用以外の労働者数（常用換算）・・・・・・・・ 763人

###### ① 特定労働者派遣事業

ウ 常用雇用労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 704人

##### 2 改正後の労働者派遣法に基づく集計結果（平成27年9月30日～平成28年3月31日）

###### （1）派遣労働者数（ア+イ+ウ+エ）（注2）・・・ 11,728人

###### ① 労働者派遣事業

ア 無期雇用派遣労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 705人

イ 有期雇用派遣労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,405人

###### ① (旧) 特定労働者派遣事業

ウ 無期雇用派遣労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,348人

エ 有期雇用派遣労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 270人

#### II 派遣事業所関係（平成27年度）（注3）

##### 1 派遣先件数・・・・・・・・・・・・・・・・ 9,326件（対前年度比 2.7%増）

（1）労働者派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 8,341件（対前年度比 3.9%増）

（2）(旧) 特定労働者派遣事業・・・・・・・・ 985件（対前年度比 6.4%減）

##### 2 年間売上高・・・・・・・・・・・・・・・・ 515億円（対前年度比 16.3%増）

（1）労働者派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 375億円（対前年度比 13.0%増）

（2）(旧) 特定労働者派遣事業・・・・・・・・ 140億円（対前年度比 26.1%増）

##### 3 派遣料金（8時間換算 平均）（注4）

（1）労働者派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 16,009円（対前年度比 6.4%増）

（2）(旧) 特定労働者派遣事業・・・・・・・・ 21,846円（対前年度比 4.8%増）

##### 4 派遣労働者の賃金（8時間換算 平均）

（1）労働者派遣事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,469円（対前年度比 0.9%増）

（2）(旧) 特定労働者派遣事業・・・・・・・・ 13,809円（対前年度比 1.9%増）

## 5 紹介予定派遣（派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを約して行う労働者派遣）

（１）紹介予定派遣により派遣された労働者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 623人（対前年度比 34.8%減）

（２）紹介予定派遣で職業紹介を経て派遣先に直接雇用された労働者数・・ 413人（対前年度比 28.0%減）

（注１）「常用換算派遣労働者」は、一般労働者派遣事業での「常時雇用労働者」と「常用雇用以外の労働者（常時換算）」に、特定労働者派遣事業での「常時雇用労働者」を合計した人数。

なお、「常時雇用以外の労働者」の常用換算数には、日雇派遣労働者についても含む。

「常時雇用以外の労働者（常用換算）」とは、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等について、「常時雇用以外の労働者の年間総労働時間数」の合計を、その事業所の「常時雇用労働者1人当たりの年間総労働時間数」で除したものの。

（注２）改正後の労働者派遣法に基づく集計結果における「派遣労働者数」は、労働者派遣事業での「無期雇用派遣労働者」と「有期雇用派遣労働者」を合計した人数。

（注３）「Ⅱ 派遣事業所関係（平成27年度）」については、法改正前（平成27年4月1日～平成27年9月29日）と法改正後（平成27年9月30日～平成28年3月31日）の集計結果を合算して、各数値を算出。

（注４）「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主に支払われる。

【お問合わせ先】 岡山労働局 職業安定部 需給調整事業室  
(Tel 086-801-5110)